

鹿児島市立本城小学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2 いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団から無視される。
- ・ 遊んでいるふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、盗まれたりする。
- ・ 持ち物を壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・ 危険なことをさせられる。
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめに対する基本認識

- ・ いじめは、人として許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校・学級でも起こりうる。
- ・ すべての児童が、いじめの加害者や被害者になる可能性がある。
- ・ いじめの方法・手段は、放置したり、気付かなかつたりすることで執拗かつ陰湿化していく。
- ・ いじめにおいて、「観衆」（いじめを面白がって見たり、はやしたてたりする行為）や「傍観者」（いじめや観衆の様子を見て見ぬふりをする行為）も加害行動として受け止める。

4 いじめ防止のための基本的姿勢

- ① いじめを許さない、見逃さない学校・学級の雰囲気づくりに努める。（いじめに関する校内研修の実施）
- ② 学校・学級内において、児童一人一人が認められ、大切にされた教育活動を推進する。
- ③ 全校体制による生徒指導を推進し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- ④ 児童一人一人の小さな変化に気付く感覚や児童及び保護者からの相談等を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑤ 他者を思いやる心や命を大切にすることを育む道徳教育や学級指導等の工夫・充実を図る。
- ⑥ 児童及び教職員の人権尊重に対する一層の意識・態度の向上を図る。
- ⑦ 必要に応じて関係機関等も活用しながら当該児童の安全を保障し、早期解決のために最善を尽くす。
- ⑧ 特に、配慮が必要な児童には、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対す得る必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- ⑨ いじめ予防と解決に当たっては、学校・保護者・地域の連携を密にし、十分な意思疎通と共通理解のもとに同じ歩調で問題に対応できるようにする。
- ⑩ インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。